

平成 24 年 10 月 1 日公布
小谷村規則第 15 号

小谷村空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小谷村空き家等の適正管理に関する条例（平成 24 年条例 20 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 条例第 4 条の規定による情報提供については、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(身分証明書)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する身分を証する証明書は、様式第 1 号のとおりとする。

(助言又は指導)

第 4 条 条例第 6 条の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第 6 条の規定による指導は、空き家等の適正管理に関する指導書（様式第 2 号）により行うものとする。

(勧告)

第 5 条 条例第 7 条の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第 3 号）により行うものとする。

(命令)

第 6 条 条例第 8 号の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第 4 号）により行うものとする。

(安全代行措置)

第 7 条 条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による同意は、参考様式による通知を行った後、空き家等の適正管理に関する安全代行措置同意書（様式第 5 号）により得るものとする。

(代執行)

第 8 条 条例第 10 条に規定する代執行は、履行期限を定めた空き家等の適正管理に関する命令不履行戒告書（様式第 6 号）により通知し、さらにその期限までに義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書（様式第 7 号）により通知して行うものとする。

(費用の徴収)

第 9 条 条例第 9 条又は第 10 条の規定により、安全代行措置又は代執行に要した費用を所有者等から徴収するときは、当該安全代

行措置又は代執行後 30 日以内に、納入通知書により費用の額及び納期限を所有者等に通知するものとする。

2 前項の納期限は、納入通知書の発行の日から 30 日以内とする。

3 安全代行措置又は代執行に要した費用が納期限までに納入されないときは、納期限後 20 日以内に空き家等処理費用督促状（様式第 8 号）により督促するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（表面）

写 真	第 年 月 日
	身 分 証 明 書
	所 属 小 谷 村 職 名 氏 名
	年 月 日 生
この者は、小谷村空き家等の適正管理に関する条例第 5 条第 2 項に規定する実態調査を行うことができる職員であることを証する。	
年 月 日	
小谷村長	
印	

（裏面）

小谷村空き家等の適正管理に関する条例（抜粋）
（実態調査）
第 5 条 村長は、前条の規定による情報提供があったとき又は第 3 条に規定する管理が行われていないと認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができる。
2 前項の規定による実態調査を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯し、所有者等の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第 2 号（第 4 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

空き家等の適正管理に関する指導書

様

小谷村長

㊟

あなたが所有（管理）されている空き家等について、小谷村空き家等の適正管理に関する条例第 2 条に規定する管理不全な状態でありますので、同条例第 6 条の規定により必要な措置について下記のとおり指導します。

記

空き家等の所在地	小谷村大字	番地
面 積	土地	m ² 建物 m ²
調 査 年 月 日	年	月 日
空き家等の状況 （不適正管理状態）		
指 導 事 項		
備 考		

様式第 3 号（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

空き家等の適正管理に関する勧告書

様

小谷村長

⑨

あなたが所有（管理）されている空き家等について、小谷村空き家等の適正管理に関する条例第 2 条に規定する管理不全な状態でありますので、同条例第 7 条の規定により下記のとおり必要な措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に応じられない場合は、同条例第 8 条の規定により必要な措置を講じるよう命令をすることがあります。

記

空き家等の所在地	小谷村大字	番地
面 積	土地 m ²	建物 m ²
調 査 年 月 日	年	月 日
勧 告 の 内 容		
必 要 な 措 置		
措 置 期 限	年	月 日
備 考		

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

空き家等の適正管理に関する命令書

様

小谷村長

㊟

あなたが所有（管理）されている空き家等について、小谷村空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定により 年 月 日付け 第 号で適正管理のための必要な措置を講じるよう勧告しましたが、不履行のため同条例8条の規定により、下記のとおり履行するよう命令します。

記

空き家等の所在地	小谷村大字	番地
面積	土地 m ²	建物 m ²
命令の内容		
履行期限	年	月 日

※この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

小谷村長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

空き家等の適正管理に関する安全代行措置同意書

わたしは、 年 月 日付け 第 号で指導（勧告・命令）の
あった空き家等について、下記のとおり安全代行措置の実施及び要
した費用を負担することに同意いたします。

記

空き家等の所在地	小谷村大字 番地
面 積	土地 m ² 建物 m ²
安全代行措置 の実施概要	
概 算 費 用	円
その他必要な事項	

第 年 月 日 号

空き家等の適正管理に関する命令不履行戒告書

様

小谷村長

印

あなたが所有（管理）されている空き家等について、小谷村空き家等の適正管理に関する条例第 8 条の規定により 年 月 日付け 第 号で適正管理のための必要な措置を講じるよう命令しましたが、不履行のため同条例施行規則第 6 条の規定により、下記のとおり履行するよう戒告します。

なお、履行期限までに履行されない場合は、同条例第 10 条の規定により本村が履行義務を代執行し、その費用をあなたから徴収しますので念のため申し添えます。

記

空き家等の所在地	小谷村大字 番地
面 積	土地 m ² 建物 m ²
命 令 の 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

※この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に村長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第7号（第8条関係）

第 年 月 日 号

代 執 行 令 書

様

小谷村長

㊟

あなたが所有（管理）されている空き家等について、小谷村空き家等の適正管理に関する条例施行規則第6条の規定により 年 月 日付け 第 号で履行の戒告をしましたが、不履行のため小谷村空き家等の適正管理に関する条例第10条の規定により下記のとおり代執行を行いますので通知します。

また、この代執行に要する費用は、同条例第10条の規定に基づき、あなたから徴収します。

記

空き家等の所在地	小谷村大字 番地
面 積	土地 m ² 建物 m ²
代 執 行 の 内 容	
代執行の実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
代執行に要する費用の額（概算）	円

※この処分について不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に村長に対して異議申し立てをすることができます。

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

空き家等処理費用督促状

様

小谷村長

㊟

年 月 日付け 第 号により行った安全代行措置（代執行）に要した費用を下記のとおり督促しますので、至急納付してください。

本状到着前に納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

記

空き家等の所在地	小谷村大字 番地
面 積	土地 m ² 建物 m ²
代執行の実施時期	年 月 日 ～ 年 月 日
納 期 限	年 月 日
安全代行措置又は 代執行に要した費用	円
納 入 済 額	円
督促（未納）金額	円

（備考）

督促金額は、納付通知書をご持参のうえ、指定された納付場所へ納付してください。

参考様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

小谷村長

㊟

空き家等の適正管理に関する安全代行措置の実施
について（通知）

あなたが所有（管理）されている空き家等について、管理不全な状態を回避するために必要な最低限の措置にかかる実施概要・費用等は下記のとおりです。

小谷村空き家等の適正管理に関する条例第9条に規定する安全代行措置を希望されます場合は、空き家等の適正管理に関する安全代行措置同意書（様式第5号）を 年 月 日までに小谷村役場へ提出してください。

記

空き家等の所在地	小谷村大字	番地
面 積	土地 m ²	建物 m ²
安全代行措置 の実施概要		
概 算 費 用	円（別紙見積書）	
その他必要な事項		